

玉川中学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識及びいじめ防止基本方針の策定理由

いじめ防止対策推進法の施行に伴い、平成25年度から以下のように定義されている。

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

上記の考え方のもと、本校ではすべての職員が「いじめは、どの学校、どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く関係ない生徒はいない。」という基本認識に立ち、全校生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

2 いじめ防止に向けての基本姿勢

いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が組織的に早期発見・早期対応をするために、いじめに対する認識を全職員で共有します。いじめは、どの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全職員で示します。

3 いじめ対策のための校内組織の設置

生徒指導委員会（校長・教頭・生徒指導主事・各学年生徒指導担当・養護教諭）をいじめ防止の対策委員会とします。また、必要に応じて、学年主任、該当担任を招集するとともに、中規模校である本校の実態から、基本的には全職員で全ての事案に対応します。

4 いじめ未然防止、早期発見、早期対応等に関する取り組み⇒（別表）

5 教育委員会や関係機関との連携

(1)いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなど、重大事態が発生した場合は速やかに教育委員会に報告し、その後の調査の仕方などの対応を相談します。これは、生徒や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があった場合も同様とします。

(2)いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは、所轄警察署と連携して対処します。また生徒の生命、身体または財産に重大な損害が生じる恐れがある時は所轄警察署に通報し、適切に援助を求めます。

6 保護者との連携

(1)いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた生徒とその保護者に対する支援や、いじめを行った生徒の保護者に対する助言を行います。また、事実確認により判明したいじめ事案に関する情報を適切に提供します。

(2)いじめ問題への取り組み等について自己評価を行い、学校関係者評価と合わせてその結果を公表します。

(3)保護者との連携を図りながら、スクールカウンセラーや養護教諭などの校内組織を生かし、いじめられている生徒の心のケアに努めると共に安心して学校生活を送れる体制を整えます。

7 懲戒権の適切な行使

教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、いじめを受けた生徒の保護を第一に、いじめを行った生徒に対して適切に懲戒を加えることがあります。その際は、教育的配慮に留意し、生徒が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるように促していきます。

8 その他

この「学校いじめ防止基本方針」は「いじめ防止等対策委員会」によって適宜見直しを行い学校や生徒の実情に合わせ、修正を加えるものとします。